

No.1

令和8年度熊谷市 一 特 別 会 計 予 算 書

目

次

熊谷市一般会計予算	1
熊谷市国民健康保険特別会計予算	1 5
熊谷市公共用地先行取得特別会計予算	2 1
熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算	2 5
熊谷市後期高齢者医療特別会計予算	2 9

一 般 会 計

議案第2号

令和8年度熊谷市一般会計予算

令和8年度熊谷市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月25日提出

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位 千円

款	項	金額
1 市税		32,778,000
	1 市民税	15,419,300
	2 固定資産税	13,474,700
	3 軽自動車税	633,000
	4 市たばこ税	1,367,000
	5 都市計画税	1,874,000
	6 入湯税	1,800
	7 旧法による税	8,200
2 地方譲与税		634,790
	1 地方揮発油譲与税	126,000
	2 自動車重量譲与税	483,000
	3 森林環境譲与税	25,790
3 利子割交付金		57,000
	1 利子割交付金	57,000
4 配当割交付金		300,000
	1 配当割交付金	300,000
5 株式等譲渡所得割交付金		330,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	330,000
6 法人事業税交付金		511,000
	1 法人事業税交付金	511,000
7 地方消費税交付金		5,400,000
	1 地方消費税交付金	5,400,000

		単位 千円
款	項	金額
8	ゴルフ場利用税交付金	63,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	63,000
9	環境性能割交付金	139,000
	1 環境性能割交付金	139,000
10	地方特例交付金	179,000
	1 地方特例交付金	179,000
11	地方交付税	7,350,000
	1 地方交付税	7,350,000
12	交通安全対策特別交付金	20,400
	1 交通安全対策特別交付金	20,400
13	分担金及び負担金	37,264
	1 負担金	37,264
14	使用料及び手数料	719,440
	1 使用料	620,418
	2 手数料	99,022
15	国庫支出金	15,323,947
	1 国庫負担金	12,254,196
	2 国庫補助金	3,007,623
	3 委託金	62,128
16	県支出金	6,621,126
	1 県負担金	4,329,261
	2 県補助金	1,925,033

		単位	千円
款	項	金	額
	3 委託金		366,832
17 財産収入			186,055
	1 財産運用収入		174,648
	2 財産売払収入		11,407
18 寄附金			5,665
	1 寄附金		5,665
19 繰入金			4,433,164
	1 基金繰入金		4,433,164
20 繰越金			1,000,000
	1 繰越金		1,000,000
21 諸収入			1,927,649
	1 延滞金、加算金及び過料		25,000
	2 市預金利子		3,300
	3 貸付金元利収入		401,378
	4 受託事業収入		118,779
	5 雑入		1,379,192
22 市債			2,283,500
	1 市債		2,283,500
歳	入	合	計
			80,300,000

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 議会費			452,940
	1 議会費		452,940
2 総務費			8,980,740
	1 総務管理費		7,367,024
	2 徴税費		846,284
	3 戸籍住民基本台帳費		600,149
	4 選挙費		93,181
	5 統計調査費		32,044
	6 監査委員費		42,058
3 民生費			35,573,620
	1 社会福祉費		16,600,147
	2 児童福祉費		14,534,372
	3 生活保護費		4,439,101
4 衛生費			6,671,420
	1 保健衛生費		3,185,151
	2 清掃費		3,486,269
5 労働費			358,986
	1 労働諸費		358,986
6 農林水産業費			1,256,469
	1 農業費		1,230,614
	2 林業費		25,855
7 商工費			1,616,662

		単位	千円
款	項	金	額
	1 商工費		1,616,662
8 土木費			10,456,385
	1 土木管理費		417,386
	2 道路橋りょう費		4,592,365
	3 河川費		663,920
	4 都市計画費		4,565,049
	5 住宅費		217,665
9 消防費			3,108,469
	1 消防費		3,108,469
10 教育費			7,401,257
	1 教育総務費		2,014,688
	2 小学校費		842,120
	3 中学校費		537,408
	4 社会教育費		2,398,081
	5 保健体育費		1,608,960
	△ 幼稚園費		-
11 公債費			4,323,052
	1 公債費		4,323,052
12 予備費			100,000
	1 予備費		100,000
歳	出	合	計
			80,300,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
上半期市議会だより印刷業務	令和9年度	3,000千円
市議会だより印刷データ作成業務委託	令和9年度	720千円
上半期市報印刷業務	令和9年度	13,000千円
市報印刷データ作成業務委託	令和9年度	4,000千円
公共施設包括管理業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	1,750,000千円
第3次総合振興計画策定業務委託	令和9年度	13,200千円
北部地域振興交流拠点（A棟）・市庁舎整備運営 事業アドバイザー業務委託費負担金	令和9年度	20,697千円
（仮称）第2中央生涯活動センター備品購入費	令和9年度	50,000千円
市民税等納税通知書作成等業務委託	令和9年度	10,200千円

事 項	期 間	限 度 額
固定資産税等納税通知書作成等業務委託	令和9年度	2,700千円
埼玉県議会議員一般選挙及び熊谷市議会議員一般選挙投開票事務派遣業務委託	令和9年度	8,700千円
埼玉県議会議員一般選挙及び熊谷市議会議員一般選挙ポスター掲示場作製設置撤去業務委託	令和9年度	38,000千円
埼玉県議会議員一般選挙及び熊谷市議会議員一般選挙対応作業業務委託	令和9年度	5,700千円
埼玉県議会議員一般選挙及び熊谷市議会議員一般選挙開票所設営業務委託	令和9年度	3,000千円
(仮称) 汚泥再生処理センター整備事業	令和9年度から 令和11年度まで	6,300,000千円
(仮称) 汚泥再生処理センター建設工事施工監理業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	115,000千円
妻沼南河原環境浄化センター運転管理業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	152,000千円
高機能消防指令センター設備等保守管理業務委託	令和9年度	19,000千円
妻沼東小学校スクールバス運行業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	184,000千円

事 項	期 間	限 度 額
成田星宮小学校スクールバス等運行業務委託（改定分その2）	令和9年度	783千円
新熊谷学校給食センター整備等モニタリング支援業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	25,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
スポーツ振興施設整備事業	25,200千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	20年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
生涯活動センター整備事業	486,500千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	30年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
公共施設除却事業	59,400千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
廃棄物処理施設整備事業	50,700千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	30年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
かんがい排水整備等事業	31,700千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	20年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
土地改良施設整備事業	36,700千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	30年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
緊急自然災害防止対策事業	35,200千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	30年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	129,800千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
（仮称）道の駅「くまがや」整備事業	681,200千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	30年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
（仮称）道の駅「くまがや」外周道路整備事業	87,200千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
自転車通行環境整備事業	14,100千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
道路施設整備事業	84,700千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
橋りょう整備事業	99,700千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	30年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
新星川改修事業	23,400千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	30年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
排水路整備事業	110,200千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	20年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
緊急浚渫事業	50,800千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	10年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
排水機場整備事業	41,200千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	20年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
公園整備事業	22,500千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	20年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
消防施設整備事業	68,400千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	10年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
学校施設整備事業	23,100千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	20年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
文化創造館等施設整備事業	53,400千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	20年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業	68,400千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金について、利率 の見直しを行った後においては、当該 見直し後の利率とする。	20年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政 その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮 し、若しくは低利債に借り換えることができる。
合 計	2,283,500千円			

国民健康保険特別会計

議案第3号

令和8年度熊谷市国民健康保険特別会計予算

令和8年度熊谷市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,860,206千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月25日提出

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

単位 千円

款	項	金額
1 国民健康保険税		3,863,635
	1 国民健康保険税	3,863,635
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 県支出金		13,352,747
	1 県負担金・補助金	13,352,747
4 財産収入		158
	1 財産運用収入	158
5 繰入金		1,600,315
	1 他会計繰入金	1,300,445
	2 基金繰入金	299,870
6 諸収入		43,350
	1 延滞金、加算金及び過料	26,526
	2 雑入	16,824
歳 入	合 計	18,860,206

歳 出		単位 千円
款	項	金 額
1 総務費		220,401
	1 総務管理費	194,092
	2 徴税費	25,683
	3 運営協議会費	626
2 保険給付費		13,205,649
	1 療養諸費	11,412,600
	2 高額療養費	1,732,500
	3 葬祭諸費	15,500
	4 出産育児諸費	45,019
	5 移送費	30
	△ 傷病手当金	-
3 国民健康保険事業費納付金		5,061,935
	1 医療給付費分	3,365,977
	2 後期高齢者支援金等分	1,198,472
	3 介護納付金分	375,224
	4 子ども・子育て支援納付金分	122,262
4 保健事業費		260,150
	1 保健事業費	93,437
	2 特定健康診査等事業費	166,713
5 積立金		159
	1 積立金	159
6 公債費		1,000

		単位	千円
款	項	金	額
	1 公債費		1,000
7 諸支出金			110,812
	1 償還金及び還付加算金		110,812
8 予備費			100
	1 予備費		100
△ 共同事業拠出金			-
	△ 共同事業拠出金		-
歳	出	合	計
			18,860,206

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険診療報酬明細書・療養費内容点検業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	14,000千円

公共用地先行取得特別會計

議案第4号

令和8年度熊谷市公共用地先行取得特別会計予算

令和8年度熊谷市の公共用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ686,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月25日提出

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位 千円

款	項	金額
1 市債		686,000
	1 市債	686,000
歳 入	合 計	686,000

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 公共用地先行取得費			686,000
	1 事業費		686,000
歳 出 合 計			686,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業	686,000千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金について、利率 の見直しを行った後においては、当該 見直し後の利率とする。	10年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政 その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮 し、若しくは低利債に借り換えることができる。

熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計

議案第 5 号

令和 8 年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和 8 年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 5 4 0, 1 5 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

埼玉県熊谷市長 小林 哲 也

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

単位 千円

款	項	金額
1 分担金及び負担金		110,149
	1 籠原中央第一土地区画整理事業保留地処分金	1,200
	2 上石第一土地区画整理事業保留地処分金	77,441
	3 上之土地区画整理事業保留地処分金	31,508
2 国庫支出金		26,100
	1 上之土地区画整理事業国庫補助金	26,100
3 繰入金		1,401,391
	1 籠原中央第一土地区画整理事業繰入金	44,276
	2 上石第一土地区画整理事業繰入金	88,550
	3 上之土地区画整理事業繰入金	1,171,877
	4 ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業繰入金	96,688
4 諸収入		2,511
	1 籠原中央第一土地区画整理事業雑入	1,277
	2 上石第一土地区画整理事業雑入	42
	3 上之土地区画整理事業雑入	1,192
歳 入	合 計	1,540,151

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 区画整理費			1,540,051
	1 籠原中央第一土地区画整理費		46,653
	2 上石第一土地区画整理費		166,033
	3 上之土地区画整理費		1,230,677
	4 ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理費		96,688
2 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			1,540,151

後期高齢者医療特別会計

議案第6号

令和8年度熊谷市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度熊谷市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,882,643千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月25日提出

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位 千円

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,034,147
	1 後期高齢者医療保険料	3,034,147
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		807,003
	1 他会計繰入金	807,003
4 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
5 諸収入		11,492
	1 延滞金、加算金及び過料	361
	2 償還金及び還付加算金	11,110
	3 雑入	21
歳 入	合 計	3,882,643

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 総務費			95,275
	1 総務管理費		79,824
	2 徴収費		15,451
2 後期高齢者医療広域連合納付金			3,776,158
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		3,776,158
3 諸支出金			11,110
	1 償還金及び還付加算金		11,110
4 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			3,882,643